

埼玉県地域枠医学生奨学金貸与事業費補助金交付要綱

医 第 3 1 号
平成 2 2 年 4 月 1 4 日

一部改正 医第 3 6 4 号
平成 2 3 年 6 月 1 5 日

一部改正 医人第 4 0 7 号
令和 4 年 9 月 1 6 日

埼玉県地域枠医学生奨学金貸与事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域医療に従事する医師の一層の増加を図るため、県の策定する地域保健医療計画に基づき、地域医療に従事する明確な意志を持った学生の選抜枠を設定し、当該選抜枠に係る医学部入学定員の増員計画について文部科学省の認可を受けた大学に対し、一定期間県内の医療機関に勤務することを返還免除の要件とする、医学生に対する奨学金を貸与するための補助金及び適切な債権管理を行うための補助金を予算の範囲内において交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域枠

県の策定する地域保健医療計画に基づき、地域医療に従事する明確な意思を持った学生を選抜するための入学定員枠であって、当該選抜枠に係る医学部入学定員の増員計画について文部科学省の認可を受けたものをいう。

(2) 地域枠医学生

医学部入学生のうち、地域枠により選抜された者をいう。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる事業者は、学校法人埼玉医科大学とする。

(補助額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額を選定し、この額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額とする。なお、適切な債権管理を行うための補助金システム開発等に要する経費については、基準額と対象経費の実支出額と

を比較して少ないほうの額に1/2を乗じた額とする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

基準額	対象経費	補助率
基準額=200,000円×12月×奨学金貸与人数（地域枠医学生に係るものに限る。）	地域枠医学生に対して貸与される奨学金の総額	10/10
基準額=4,000,000円（システム開発等及び債権管理事務に係るものに限る）	システム開発費、システム改修費＋[債権管理事務者の人件費（給与＋法定福利費）×人数]の総額	1/2

（補助事業の実施）

第5条 補助事業者は、「埼玉県地域枠医学生奨学金貸与事業実施要綱」（平成22年4月6日付医第11号。以下「実施要綱」という。）により、補助事業を実施しなければならない。ただし、実施要綱に反しない範囲において、必要な規程を定めることを妨げない。

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(6) 補助完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が確定した場合は、様式第5号により知事に報告しなければならない。

なお、この報告に基づき、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(8) 知事の承認を受けて(7)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(債権の管理等)

第7条 補助事業者は、地域枠医学生に貸与した奨学金の額、地域枠医学生の卒業後の勤務先、勤務期間その他貸与した奨学金に係る債権の管理のため必要な情報を常に把握しなければならない。

2 補助事業者は、貸与した奨学金の返還猶予及び返還免除を決定するときは、前項により把握した情報に基づき、実施要綱その他知事及び補助事業者が必要に応じて定める規程に従って、適正に行わなければならない。

3 補助事業者は、貸与した奨学金の返還事由が生じた場合には、当該貸与金が確実に返還されるよう努めなければならない。その返還が遅滞するときは、督促を行い、又は連帯保証人に返還の履行を求める等し、貸与金が確実に返還されるよう努めなければならない。

(返還不能相当額の県への返還)

第8条 補助事業者は、貸与した奨学金の返還事由が生じた場合において、当該貸与

金の返還が不能となったときにおいては、当該返還不能額に相当する額を県に返還するものとする。ただし、補助事業者が相当の努力をもってしても貸与金の返還がなされない事情がある場合には、別途協議する。

(申請書の様式等)

第9条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は毎会計年度定め、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

(記載事項)

第10条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者が定める当該事業に係る各種規程
- (2) その他参考となる資料

(交付決定通知書の様式)

第11条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(概算払)

第12条 知事は必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払いすることができる。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第14条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い

日までとする。

(確定通知書の様式)

第15条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(暴力団の排除)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金を交付しないことができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

2 知事は、交付の決定があった後において、法人等が前項の各号の一のいずれかに該当することが判明した場合は、この要綱による補助金の交付の決定を取り消すこ

とができる。

- 3 前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定める補助事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の施行令及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月16日から適用する。